

平成23年3月

関係団体御中

消費者庁消費者安全課

消費生活用製品安全法に基づく報告義務等の周知について

前略

平素より、消費者行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先般、総務省により「製品安全対策に関する行政評価・監視」がまとめられました。この勧告においては、消費者庁に対して、消費生活用製品安全法第35条の報告(昭和四十八年六月六日法律第三十一号(以下「消費生活用製品安全法」という。))に係る周知等を行うことが求められています。つきましては、貴団体におかれては、下記2点に関し、会員企業に対して添付の「消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告義務」を配布していただくよう、よろしくお願ひします。

消費者庁では、消費生活用製品安全法等の報告の周知に関して一層取組を強化してまいりますので、貴団体におかれては、引き続きご協力をいただきますようお願いいたします。

記

(1)消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告義務

消費生活用製品の製造事業者・輸入事業者は、重大製品事故を知った場合、消費者庁へ迅速かつ的確に報告してください。この報告の期限は10日(知った日も含め)です。(消費生活用製品安全法第35条)

なお、製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者等は、非重大の製品事故を知った場合、NITE((独)製品評価技術基盤機構)の本部又は支所へ迅速かつ的確に報告してください。(経済産業省通達)

(2)事業者における製品事故情報の公表

製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者は、製品事故に関する情報を収集し、これを消費者へ適切に提供するよう努めてください。(消費生活用製品安全法第34条)

草々

<問い合わせ先>消費者庁消費者安全課 製品事故情報担当(小林)

TEL 03-3507-9204 FAX 03-3507-9290

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告義務

製造事業者・輸入事業者は、その製造等に係る製品の重大製品事故を知った場合、消費者庁へ10日以内(知った日を含め)に迅速かつ的確に報告してください。(消費生活用製品安全法第35条)

○重大製品事故とは、消費生活用製品(一般消費者の生活の用に供される製品。例 テレビ、こたつ、机、給湯器など。法令において対象外とされた物品を除く。)の使用に伴い生じた事故であって、以下の要件に該当するもの。

○重大製品事故に該当するかどうか分からない場合など、消費者庁に迅速にご相談ください。

報告先: 消費者庁消費者安全課



〒100-6178

東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー

電話番号: 03-3507-9201 FAX: 03-3507-9290

ホームページ:

http://www.meti.go.jp/product_safety/form/index.html

<要件1 被害の程度>

- ・死亡事故
- ・一酸化炭素中毒事故(軽傷を含む)
- ・30日間以上の治療(投薬期間を含む)を要した事故
- ・火災(消防が火災と認定したもので、発煙・発火程度でも火災として扱われる。)
- ・後遺障害事故

<要件2>

- ①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
- ②消費生活用製品が滅失し、又は毀損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に危害が発生するおそれがあるもの

<要件3>

- 事故の原因にかかわらず対象。原因が不明であっても対象。ただし、「製品欠陥でないことが明らかな事故」は対象外



重大製品事故に該当しない製品事故の報告

製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者等は、非重大の製品事故を知った場合、NITE((独)製品評価技術基盤機構)の本部又は支所へ迅速かつ的確に報告してください。(経済産業省通達)

報告先: NITE(本部)

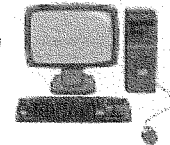
〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-67大坂合同庁舎2号館別館

電話番号: 06-6942-1114 FAX: 06-6946-7280

ホームページ: <http://www.nite.go.jp/jiko/index10.html>

製品事故情報の公表促進について



製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者は、製品事故に関する情報を収集し、これを消費者へ適切に提供するように努めてください。(消費生活用製品安全法第34条)

○「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」(以下のホームページ)が参考になります。

<http://www.meti.go.jp/press/20070302003/20070302003.html>